



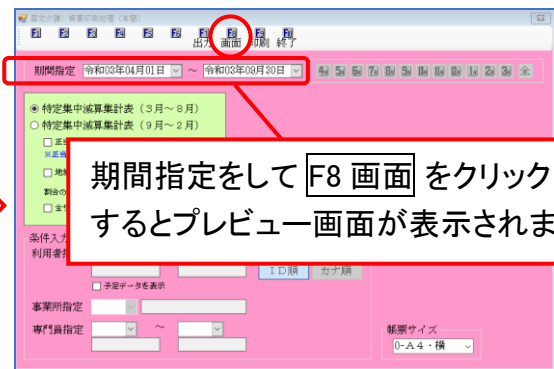
かっぱ新聞

第 97 号

令和 3 年 11 月 吉日

■ ケアプランにおける前 6 か月に作成した各サービスの利用割合の求め方について
 令和 3 年 4 月の改正に伴い、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合の公表が必要となりました。介五郎での確認方法のお問い合わせも多くいただいておりますので、特定集中減算集計表を用いた方法を案内いたします。

① 年間帳票印刷メニューから特定集中減算集計表を出します。



②各サービスのサービス種類合計件数を利用票件数で割ると、利用割合を出せます。

<利用票件数> 5 件 (※特定集中減算集計表の最終ページに記載されています)

サービス種類合計 (福祉用具貸与を位置づけた居宅サービス件数)	0	0.0	2	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	100.0
利用票件数 (居宅サービス計画の総数 ※介護予防は含まない)	1		4		0		0		0		0		5	

【訪問介護】 訪問介護サービス種類合計 3 件 ÷ 利用票件数 5 件 × 100 = 60%

法人名	事業所名	3月		4月		5月		6月		7月		8月		期間合計		80% 超
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
※無指定	000017 他社訪問介護1	0	0.0	2	66.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	66.6	
※無指定	000003 インフォ・テック 訪問介護	0	0.0	1	33.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	33.3	
※無指定	無指定合計	0	0.0	3	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	100.0	超
サービス種類合計 (訪問介護を位置づけた居宅サービス件数)		0	0.0	3	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	100.0	

【通所介護】 通所介護サービス種類合計 3 件 ÷ 利用票件数 5 件 × 100 = 60%

法人名	事業所名	3月		4月		5月		6月		7月		8月		期間合計		80% 超
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
※無指定	000007 インフォ・テック 通所介護	1	100.0	1	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	66.6	
※無指定	000031 他社通所介護1	0	0.0	1	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	33.3	
※無指定	無指定合計	1	100.0	2	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	100.0	超
サービス種類合計 (通所介護を位置づけた居宅サービス件数)		1	100.0	2	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	100.0	

【福祉用具貸与】福祉用具貸与サービス種類合計 **2** 件 ÷ 利用票件数 **5** 件 × 100 = **40%**

サービス種類 17- 福祉用具貸与		3月		4月		5月		6月		7月		8月		期間合計		80%
法人名	事業所名	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	超
※無指定	000010 インフォ・テック 福祉用具	0	0.0	1	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	50.0	
※無指定	000030 他社福祉用具貸与1	0	0.0	1	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	50.0	
※無指定	無指定合計	0	0.0	2	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	100.0	超
サービス種類合計 (福祉用具貸与を位置づけた居宅サービス件数)		0	0.0	2	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	100.0	

■「新型コロナウイルス感染症対応の特例的な評価」の補助金への移行について

新型コロナウイルス感染症対応の特例的な評価(基本報酬に0.1%上乗せする加算)は予定通り令和3年9月末で終了し、10月以降はかかりまし経費への補助金対応へ切り替えされました。まだ具体的な要件が発表されていない部分もありますので、**詳しい要件や申請方法については、各保険者にご確認頂きますようお願い致します。**

(参照元)

- ・介護保険最新情報 vol.1011「感染防止対策の継続支援」の周知について
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2021/0928141654289/ksvol.1011.pdf>
- ・厚生労働省「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」⇒ 別添4に介護保険の各サービス別の補助上限額が記載されています。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000848893.pdf>

介護保険

- ・地域医療介護総合確保基金の枠組みを活用し、基本報酬の0.1%特例の対象としていた全ての介護施設・事業所に対して実施。
- ・サービス別等に補助上限額が設けられる。
- ・対象は令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用、感染症対策に要する備品の購入費用。

障害福祉

- ・都道府県等向けの補助金の枠組みを活用し、基本報酬の0.1%特例の対象としていた全ての障害福祉サービス等事業所に対して実施。
- ・サービス別等に補助上限額が設けられる。
- ・対象は令和3年10月1日から12月31日までにかかる感染防止対策に要する費用。

医療保険の訪問看護においても、訪問看護感染症対応実施加算(1,500円)は令和3年9月末で終了となり、10月以降はかかりまし経費への補助金対応となりました。

(参照元) 厚生労働省「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の交付について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000840777.pdf>

医療保険(訪問看護)

- ・国直接執行の補助金により実施。
- ・補助上限額:6万円
- ・対象経費は令和3年10月1日から12月31日までの感染症対策に要する経費、備品の購入費用



開発グループ 鶴田真子

食欲の秋とコロナ太りのダブルで不健康状態です。巷ではオートミールダイエットが流行っていますね。私も流行りに乗ってオートミールダイエットにチャレンジしたいと思います！